

感染リスク・感染予防対策に関わる指針

(団体名)の活動におきまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年冬からの新型コロナウイルス感染症の流行は収まらぬまま、ついに1年以上の時
が経つこととなりました。その中で、新しい生活様式での生活が定着しつつあります。つ
きましては、課外活動を感染防止策を徹底した上で再開させていただきたく、下記に弊団
が実施いたします感染症予防策を記しましたので、ご確認いただきますようお願い申し上
げます。

- 1) 活動内容、特性等について
 - 1 (団体名)の通常の活動形態
 - 2 感染症の観点から見た活動の特性

- 2) 感染症対策
 - 1 「本学の課外活動における新型コロナ感染症感染防止対策」の遵守
 - 2 弊団独自で定めた、練習時の感染症対策指針について
 - 3 公演時の感染症対策について
 - 4 部室の利用における感染症対策について
 - 5 共用部屋の複数人利用における感染症対策について

- 3) 新入生の活動参加（新歓等）に関する注意事項

- 4) 活動再開決定後の流れについて

- 5) 活動ガイドラインの修正

- 6) 参考資料

支援課と学生会館運営委員会に提出し、学生支援課および学生会館委員会の指示に従います。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeVEXDFdze2TrF33RnH73NX9BgtOKb1njHwUvBKTulaNLIw/viewform>

<https://forms.office.com/pages/responsepage.aspx?id=T6978HAr10eaAghlyv1MhCXCzdTjv3FMna002KPeQoNUNENDT1YxQ1kzV1FBRERQT0I4S1FZS1BRQI4u>

2 弊団独自で定めた、練習時の感染症対策指針について

上記1に加え、弊団で実施する具体的な感染症対策の全文を以下に引用します。

この文書は、(団体名)において、定期演奏会に向けての練習期間中に、団員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合及び濃厚接触者の判定を受けた場合の対応方針について定めたものである。この方針は、団員の承認を得てから定期演奏会当日まで効力を持つものとする。(追記：定期演奏会当日以降についても、これに準じて対策を行なう。)

- 1 新型コロナウイルスへの感染が確認された団員は、団長(アドレス)にメールで直接連絡すること。感染した団員の氏名、パート等の個人情報(氏名、パート等)は団長・副団長間のみで共有し、団全体には公表しない。団長・副団長以外に伝える必要が生じた場合は、必ず感染者本人の了承を得ることとする。団全体には、感染者数及び発症の日時など、限られた情報のみを伝えることとする。
- 2 団員が濃厚接触者の判定を受けた際にも、団長にメールで連絡すること。情報の取り扱いについては、①と同様とする。

以上2つの方法により新型コロナウイルス感染及び濃厚接触の報告がなされた場合、以下のように対応する。

- a. 団体内での接触が原因と疑われる5人以上の感染が判明した場合、最低2週間の練習停止期間を設け、かつ感染対策を再び検討する。練習停止期間の後、練習を再開する際には、団員の承認を得ることとする。
さらに、具体的な感染者数や社会情勢等に応じて、練習停止期間の延長や定期演奏会の中止などの判断を下す可能性がある。
- b. 団体内での接触が原因と疑われる感染者が4人以下の場合、感染対策を再検討したうえで、今後の練習の実施について判断する。感染確認後も練習を継続する場合には、団員の承認を得ることとする。
- c. 団員の感染が確認され、その感染経路が不明である、または団体外で感染した可能性が高い場合、他の団員の健康状態を継続的に観察し、一層の注意喚起を行う。

さらに、具体的な感染者数や社会情勢等に応じて、今後の練習実施の有無、定期演奏会の開催可否等についても検討する可能性がある。

加えて、団員の感染が確認されない場合においても、社会情勢や東京大学の活動制限指針等に応じて、練習停止や定期演奏会の中止等の判断等を下すことがある。

参考：新型コロナウイルス感染症に関連する対応について | 東京大学
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/COVID-19.html>

一、練習における対策

1. 練習日時、場所、参加者（人数、氏名、当日の体温）に関する情報を記録し、定期演奏会の2週間後まで保管する。
2. マスク、またはそれに類するものを着用していない団員の練習参加を、原則として認めない。ただし、健康上の理由等が存在する場合には、例外的に認める場合がある。その場合は事前に団長（**アドレス**）まで連絡すること。
3. 練習当日の体温が37.5度以上である団員の練習参加を認めない。
4. 30分に一度の頻度で十分な換気を行う。
5. 最低1～2mの身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
6. 練習会場の広さを考慮し、練習の内容及び規模を検討する。
7. 練習会場を出入りする際、手指消毒を徹底する。
8. 特殊楽器等を使いまわす必要がないよう配慮する。
9. その他有効と考えられる感染対策を、検討の上、積極的に導入する。

二、団員の協力を必要とする事項

1. 練習を行う上で必要な場合（**先生**、学指揮からの指示を含む）、安全確保上やむを得ない場合以外の発声は極力行わないようにする。
2. マスク、またはそれに類するものを着用する。ただし、健康上の理由等が存在する場合には、その限りではない。
3. 団の練習で使用する椅子等の用具について、自分の用具以外のものに必要以上に触れないようにする。
4. 個人の楽器、用具及び飲料ボトル等の共用は行わない。
5. 練習後の打ち上げ、練習前後の飲食を伴う会合及びコンパ等は行わず、練習後は速やかに解散する。
6. 練習前に自宅で検温を行い、練習会場において練習参加者名簿に体温を記入する。
7. 発熱、咳、体調不良（倦怠感、息苦しさ）等がある場合、感染の如何にかかわらず、練習への参加を見送る。
8. 管楽器のつば抜きの際には、給水シート等を利用して水分を床に落とさないようにする。

※今後、具体的な感染対策を変更する場合がある。その際は、正副団長の判断で変更を行うこととする。

3 公演時の感染症対策について

弊団は、次回演奏会を開催するにあたり、去年度の演奏会時に行った感染対策を踏襲し、以下のような対策を実施します。

a. 指定席制の導入

例年、弊団の演奏会は、当日に来場しても観覧することができる仕組みであった。しかしながら、万が一団員や観客の方々のうちに感染者が発生した場合、従来の方式では感染経路を追跡することができないという問題があったため、前回の演奏会では指定席制を導入した。具体的な対策は以下のようである。各団員は原則 3 人まで、自身の親族及び関係者を演奏会に招待することができる。招待された方は、事前に氏名や連絡先を登録したうえで座席の申し込みを行うこととした。これらにより、観客の人数を一定の割合まで抑え、加えて感染経路の追跡を可能とした。さらに、観客の方には、当日の体調や演奏会直前の海外渡航、感染者との接触の有無に関する質問票に記入し、提出していただくこととした。

b. 来場者に要請する事項について

- ・ 当日に検温を行い、発熱者の来場をお断りする
- ・ 重ねてホール入り口での検温への協力をお願いし、発熱者の入場を制限する
- ・ 当日には前述の質問票に記入し、受付で提出する
- ・ 大声を出さず、会話は必要最小限にとどめる
- ・ 厚生労働省 COCOA 及び演奏会が行われる地域の感染症対策システムに登録する

c. 演奏会運営上の対策について

- ・ 団員は全員事前の検温を行い、体調に問題がない者のみ参加する
- ・ 楽屋を分散することで、密の状況が生まれないように配慮する
- ・ ホール入り口に十分な数の消毒液を設置し、団員及び観客の手指消毒を徹底する
- ・ 従来手渡ししていた演奏会プログラムの冊子について、平置きにし、来場者自身でとってもらう形とする
- ・ 予備のマスクを用意し、マスクを着用していない団員及び来場者がいた場合に着用をお願いする
- ・ 団員・観客間のソーシャルディスタンスが保たれず、密の状況が生じている場合、積極的な声掛けによってこれを解消するよう努める
- ・ 観客が座る座席について、一席ずつ間を設け、また列ごとに座席を互い違いにすることなどにより、観客間のソーシャルディスタンスが保たれるよう注意する
- ・ 舞台上の団員間において、弊団で定めた練習時の感染対策を踏襲し、十分な距離を確保できるよう配慮する
- ・ 閉演後、ロビー等で密の状況が生まれることを回避するため、分散

- 退場を行い、速やかな帰宅を促す
- ・ 打ち上げ、演奏会前後の飲食を伴う会合およびコンパ等は行わず、演奏会や設営、運搬の終了後は速やかに解散する
- ・ 団員と来場者が談笑することによる人の流れの滞りを防ぐため、団員は閉演後一定時間楽屋にとどまり、来場者との接触を避けるように努める
- ・ 来場者からのプレゼント・差し入れ等は禁止する

4 部室の利用における対策について

自宅で練習が困難な団員、あるいは楽器の特性上部室からの楽器の持ち運びが困難な団員等に対し、部室での個人での練習を可能とします。

また、学生会館委員会および大学の決定に従って可能な場合に、複数人での練習を可能とします。

その際には上記2)2で示した弊団の感染症対策指針に基づいて以下のような感染症対策を行います。なお、前提として、活動を行う団員の所属は学生会館委員会と東京大学の決定に従います。また、鍵の借用等に際しては定められた方法に従います。活動に際しては、学生支援課や学生会館委員会の定めた基準で認められるまで学外生のみでの活動は行いません。

(1) 活動前

- ・ 利用日前後1週間の検温を実施し、健康管理者に提出する。
- ・ COCOA と MOCHA をインストールする。
- ・ アルコール消毒液を準備する。
- ・ 到着後は手指のアルコール消毒を徹底する。
- ・ 到着後は5分間換気をする。その間、「館内での音楽練習に関する合意事項」第2条第1項に基づき、音出しはしない。
- ・ 複数人の場合、極力他の部員とフィジカルディスタンスを保つ。

(2) 活動中

- ・ 参加人数は、学生会館委員会の示した上限人数である「■名」に従い、以下のように設定する。活動前に団員に利用希望をとり、一度に部室を利用する人数を制限する。

	弦楽器奏者・打楽器奏者上限	管楽器奏者を含む上限
オレンジ I 以上	5名まで	
オレンジ II	3名まで	2名まで
レッド I 以下	利用不可	利用不可

- ・ 1時間に一度5分間の換気を行う。その間、「館内での音楽練習に関する合意事項」第2条第1項に基づき、音出しはしない。
- ・ 弦楽器奏者は、マスクを常に着用する。複数人の場合はフィジカルディスタンスを保つ。

- ・管楽器奏者は、複数人の場合はフィジカルディスタンスを保つ。荷物の持ち出しのために別の部員が来た場合にはマスクを着用し、換気を行って練習を中断する。
- ・弦楽器奏者、管楽器奏者にかかわらず、荷物の持ち出しのために別の部員が来た場合には極力2メートル以上の距離を保つ。

(3) 活動後

- ・使用した椅子の取手や窓、扉の取手を消毒する。
- ・管楽器奏者の場合は必ず5分間換気をする。
- ・複数人の場合、極力他の部員と2メートル以上を保つ。
- ・複数人の場合、練習後にコンパなどを行わない。

5 共用部屋の複数人利用における対策

弊団は、学生会館委員会および大学の決定に従って可能な場合に、共用部屋での複数人の練習をするために、上記2)②で示した弊団の感染症対策指針に基づいて以下のような感染症対策を行います。なお、前提として、活動する団員の所属は学生会館委員会と東京大学の決定に従います。また、鍵の借用方法に際しては定められた方法に従います。活動に際しては、学外者のみの活動は行いません。

(1) 活動前

- ・利用日前後1週間の検温を実施し、健康管理者に提出する。
- ・COCOAとMOCHAをインストールする。
- ・アルコール消毒液を準備する。
- ・到着後は手指のアルコール消毒を徹底する。
- ・到着後は5分間換気をする。その間、「館内での音楽練習に関する合意事項」第2条第1項に基づき、音出しはしない。
- ・極力他の部員と2メートル以上の距離を保つ。

(2) 活動中

- ・参加人数は、学生会館委員会の示した各部屋の上限人数に従い、上限の範囲内で利用する。
- ・1時間に一度5分間の換気を行う。その間、「館内での音楽練習に関する合意事項」第2条第1項に基づき、音出しはしない。
- ・弦楽器奏者は、マスクを常に着用し、フィジカルディスタンスを保つ。
- ・管楽器奏者は、フィジカルディスタンスを保つ。

(3) 活動後

- ・使用した椅子の取手や窓、扉の取手を消毒する。
- ・管楽器奏者の場合は必ず5分間換気をする。
- ・極力他の部員と2メートル以上の距離を保つ。
- ・練習後にコンパなどを行わない。

3) 新入生の活動参加(新歓等)に関する注意事項

弊団は、新歓等の活動に関して以下の方針を取っています。

- ・ 通常時はパートごとあるいは全体での楽器演奏を対面で行ったり、大人数での飲食をしたりするが、今年は感染対策のためそうしたイベントは一切行わず、全てオンライン上で行う。
- ・ 不特定多数との接触がある手渡しでのビラ配布は行わない。
- ・ 毎年団で制定する新歓規則中の入団条件項目に、コロナ禍であることを理由に以下の条項を加えた。
「新歓イベントあるいはその代わりとなる映像通話において団員と直接対話したことがあるか」
- ・ 入団後は活動計画書記載の注意事項や活動計画通り、他団員と同じように活動に参加する。ただし入団した期に開催される演奏会に参加するのは弦楽器の一部の新入生のみであり、その他の弦楽器や管楽器の新入生は夏以降から本格的に参加する。

4) 活動再開決定後の流れについて

活動再開の内容によって、以下の2通りの流れを取ります。

(1) 東大生のみ入構可である場合

弊団は他大生を半数近く含む団体であることから、団全体としては構内の施設は使用しない。ただし、以下を例外として使用する。(利用する学内生に対しては下記(2)1を行う。)

- ・ 部室：学内生に限って個人練習を行う。学生会館委員会の提示した人数制限を遵守する。
- ・ 印刷機：学内生の印刷係に限って、次期演奏会公演曲目の決定後、学生会館の印刷機を利用して楽譜の印刷を行う。(印刷機利用については別途活動計画書を提出する。)

(2) 他大生を含む、全員が入構可である場合

1 団員への、感染症対策の再徹底

電磁的方法により、東大から示されている「本学の課外活動における新型コロナウイルス感染症感染防止対策」、eラーニング教材及び、弊団制定の『感染症対策等について』、『新型コロナウイルス感染者発生時の対応方針』を改めて周知させる。

2 練習の再開

上記 2)②の弊団の感染症対策が徹底されていることを確認し、万全に遂行する準備が整い、かつ、上記 1 が完了した後に練習を再開する。

- ・部室：人数は学生会館委員会の提示した人数制限を遵守する。
- ・共用部屋：人数は学生会館委員会の提示した各部屋の人数制限を遵守する。
- ・印刷機：次期演奏会公演曲目の決定後、学生会館の印刷機を利用して楽譜の印刷などを行う。（印刷機利用については別途活動計画書を提出する。）

5)活動ガイドラインの修正

活動ガイドラインは感染拡大状況や、COVID-19 に対する新たな発見、治療法の確立により変更する必要があります。その際は以下の手順を踏み、変更いたします。

1. 団長、副団長を中心に改訂版を作成
2. 団員の承認を得る
3. 大学に提出して承認を得る
4. 改訂版のガイドラインに移行

6)参考資料

本部学生支援課長『本学の課外活動における新型コロナウイルス感染症感染防止対策』
<https://www.u-tokyo.ac.jp/covid-19/ja/students/policy-about-restart-of-activities.html>

東京大学 新型コロナウイルス感染症 e ラーニング教材
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/COVID-19-elearning.html>

(団体名) 作成『感染症対策等について』、『新型コロナウイルス感染者発生時の対応方針』

学生会館・キャンパスプラザ公式サイト、「各部室の上限人数」
<https://www.gkuc.net/img/各部室の上限人数-1-1.xlsx>

東京大学書道研究会「活動計画書」https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/03_【作成例】活動計画書（書道研究会）.pdf

東京大学アマチュア無線部「活動計画書見本」<https://www.gkuc.net/img/活動計画書>

[見本.pdf](#)

学生会館・キャンパスプラザ公式サイト, 「館内での音楽練習に関する合意事項」
<https://www.gkuc.net/terms/ongaku-renshu/>